

橋本市告示第82号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定により令和7年度の地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定に基づき公示する。

令和7年4月 1日

橋本市長 平 木 哲 朗

記

1. 事業計画が定められた年月日 令和7年4月 1日

2. 調査を実施する者の名称 橋 本 市

3. 調査地域

隅田町河瀬の一部	(201)
赤塚の一部	(203)
野の一部	(301)
原田の一部	(302)
赤塚の一部	(303)
野・柏原の各一部	(401)
原田の一部	(402)
矢倉脇の一部	(403)
柱本の一部	(501)
西畑の一部	(502)
矢倉脇の一部	(503)

4. 調査期間 令和 7年4月 1日から
令和 8年3月31日まで